

## 議案第 29 号

### 芽室町図書館設置及び管理条例中一部改正の件

芽室町図書館設置及び管理条例を次のとおり一部改正しようとするもの  
あります。

平成 24 年 3 月 2 日提出

芽室町長 宮西 義憲

### 芽室町図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例

芽室町図書館設置及び管理条例（平成 12 年芽室町条例第 8 号）の一部を  
次のように改正する。

第 6 条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「協  
議会の委員（以下「委員」という。）」を「委員」に改め、同項を同条第  
3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の  
関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者  
の中から教育委員会が任命する。

### 附 則

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の条例第 6 条の規定により芽室町図書  
館協議会の委員に任命されている者は、改正後の条例第 6 条第 2 項の規  
定により芽室町図書館協議会の委員として任命されたものとみなす。こ  
の場合において、委員の任期は、その者が改正前の条例第 6 条の規定に  
より任命された日から起算する。

### 説 明

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法  
律の整備に関する法律により図書館法の一部が改正されたことに伴い、芽  
室町図書館協議会委員の任命基準を設けようするものであります。

芽室町図書館設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(図書館協議会)</p> <p>第6条 一略一</p> <p><u>2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。</u></p> <p><u>3 委員の定数は、10人以内とする。</u></p> <p><u>4 一略一</u></p> <p><u>5 一略一</u></p> <p>附 則</p> <p><u>1 この条例は平成24年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この条例の施行の際現に改正前の条例第6条の規定により芽室町図書館協議会の委員に任命されている者は、改正後の条例第6条第2項の規定により芽室町図書館協議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、委員の任期は、その者が改正前の条例第6条の規定により任命された日から起算する。</u></p>	<p>(図書館協議会)</p> <p>第6条 一略一</p> <p><u>2 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、10人以内とする。</u></p> <p><u>3 一略一</u></p> <p><u>4 一略一</u></p>